

# 平成13年度 施策別 取組方向

部局名：県土整備部、健康福祉部

施策番号	施 策 名		
542	快適な都市環境の整備		
【2010年度の目標】 だれもが快適で安心して暮らすことができるよう、災害に強く、快適性、利便性を持ち、自然環境と調和した美しく魅力あるまちづくりが進められ、豊かな生活環境が創造されています。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
都市計画区域内人口1人 当たり都市公園面積	6.68㎡	7.19㎡	おおむね 8㎡ (おおむね14.0㎡)
幅の広い歩道の整備	280km	311km (見込み)	350km (490km)
エレベータの設置されている 駅	4駅	5駅	5～6駅 (8)
民間の商業施設などにおける スロープ、段差の解消、身体 障害者用トイレの整備状況	13.7%	14.9%	25% (40～50%)

## 1 平成11年度の取組

### (1) 平成11年度の取組概要とその成果

だれもが快適で安心して暮らすことができるよう、市街地再開発の促進や快適な都市空間の整備に努めた。主なものとして、都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積が7.19㎡となった。(平成11年度末見込み)

バリアフリーのまちづくりを進めるため、公共的施設等の整備については、「三重県だれもが住みよい福祉のまちづくり推進要綱」(平成12年3月廃止)に基づく指導等に努めるとともに、多度町役場、小俣町役場、近鉄鳥羽駅における障害者対応エレベーターの設置等に支援を行い、公共施設及び交通施設のバリアフリー化を進めた。その結果、県内のエレベーター設置駅は5駅となった。

また、幅の広い歩道(幅3m以上)の整備を進めた結果、その整備延長は311kmとなった。

### (2) 平成11年度の取組に対する問題点

快適なまちづくりに対する県民の不満度は高い。

限られた予算のなかで、より生活者の満足度の向上を図るためには、効率的なハード面の整備に加え、県内の公共的施設のバリアフリー情報の整備などソフト面での対策が必要である。

## 2 平成12年度の取組と成果見込み

限られた予算の中で生活環境整備を推進するため、公共施設の整備にあたっては、総合計画第一次実施計画期間中に完成し、効果が大きく、かつ緊急性が高いものに重点を置いて事業を進める。

平成12年度から「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」が施行され、本格的にバリアフリー社会を構築していくため、県の管理する道路のバリアフリー化を進めるとともに、県管理道路と接続する市町村道路のバリアフリー化を促進し、ネットワークとして整備する。

また、都市公園のトイレ整備にあたって、あらゆる人が快適に利用することができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れる。

一方、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づく公共的施設の整備基

準について、事業者等の指導に努めるとともに、引き続き、公共施設及び駅舎の障害者対応エレベーターの設置等に対し支援する。(多度町役場、小俣町役場、JR桑名駅、近鉄名張駅、近鉄久居駅)その結果、エレベーター設置駅は8駅となり、総合計画目標値を達成する。

また、バリアフリー情報提供事業を実施し、県内公共的施設のバリアフリー状況を把握する。

### 3 平成13年度以降に向けての取組方向

(県土整備部)

だれもが快適で安心して暮らすことができるよう、住民生活の質の向上を図るため、生活環境整備を総合的に推進する。

道路の整備にあたっては、だれもが安心して通行できる幅が広く段差の少ない歩道の整備、視覚障害者用誘導ブロックの設置などに重点的に取組み、バリアフリー道路ネットワークの形成を進める。

公園事業については、引き続き、県営公園の整備を進めるとともに、だれもが快適に不自由なく利用できるよう、公園施設のバリアフリー化などに取り組む。

その他土地地区画整理事業等快適な市街地環境の形成に資する事業について、重点的に取り組んでいく。

(健康福祉部)

引き続き、公共的施設の整備について、条例に基づく指導に努めるとともに、公共施設及び主要駅のバリアフリー化に対し支援する。また、公共的施設のバリアフリー情報を施設の改善計画につなげていくとともに、障害者等へ情報提供することにより、社会への自由な参加を促進する。